

常務理事

平成27年9月17日
(協) 日本接骨師会保険審査会
担当 森 晴 樹

一部不支給等についてのご照会

日頃より、柔道整復業務にご理解を賜り誠に感謝申し上げます。

さて、保医発第0519001号「柔道整復施術療養費にかかる取扱いについて」(平成21年5月19日 厚生労働省保険局医療課長発)「貴職におかれましては、これまでの協議のとおり、柔道整復施術療養費の支給決定の取扱いに関し、他と異なる扱いを行うのは、国民が平等に給付を受けることができる健康保険制度の目的等から適切ではないこと。」また、「地方厚生(支)局長との契約により、施術方針のほか、施術料金の算定方法も定められており、この契約に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準によって施術の費用を算定することとなっている。」により、この度、柔道整復療養費の支給申請について減額がありましたので、当接骨師会保険審査会の今後の算定方法の参考にご照会させていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、二週間以内に文書にてご回答を賜りますようお願い申し上げます。尚、一部不支給(減額)については被保険者及び施術者は了承している旨を申し添えます。

照 会

- 1 別紙1のとおり、「外傷性の原因を患者が必ず答えなければ不可と決めつけることは疑問。だから、医師・柔道整復師が診断・判断するのであり、それを否定して不支給決定することは不相当と考える。」とのことより今回の不支給等のお知らせより「部位(2)の施術に関しては「スポーツ性疲労」と思われ、「外傷性の怪我」とは認められない。と判断したため。」とありましたが、貴健康保険組合にて判断致しているのは「医師か柔道整復師また、それ以外の資格保持者なのか」をご教示願います。
- 2 別紙2のとおり、算定基準の留意事項により「患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は初検料のみ算定できること。」となっており、当接骨師会としては初検料は算定できるものと理解致しておりますが、貴健康保険組合において「初検料・再検料・初検時相談支援料を減額支給された根拠」をご教示願います。
- 3 事実認識に齟齬があるときは、厚労省関東信越厚生局健康福祉部保険課社会保険監査指導官の説明により「保険者は患者の立場に立って患者にわかりやすい質問内容にて再照会を行い、それでも申請書と回答の内容が一致しない場合は留意事項を遵守し施術所等に照会を行い疑義を十分解消するよう調査に努めること。」と当接骨師会では保医発0312第1号通知の教示を受けておりますが、齟齬や疑義を十分に解消するように「施術所にも確認した上での不支給決定を行っているのか」をご教示願います。